破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１８２２号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目14番37号
破産者　齋藤　　昭
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１９号
宮城県名取市相互台東１丁目６番地の18
破産者　佐々木志歩（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
茨城県下妻市柳原504番地１
破産者　飯塚　憲男
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１６１号
茨城県古河市古河147―12　駅南ハイツＢ―102号、開始決定時の住所茨城県古河市上辺見974番地４
破産者　羽田　秀一
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第８１９号
神奈川県小田原市曽比1069番地
破産者　田中　光輝
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１３号
横浜市港南区上永谷２―14―52　サカハイツＢ201号室、住民票上の住所神奈川県平塚市浅間町３番16―710号
破産者　齋藤とみ子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０３３号
名古屋市東区車道町２丁目31番地　コスモハイツ３Ａ号
破産者　藤波　哲夫
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７７９号
名古屋市緑区平子が丘102番地　ユニーブル左京山203号
破産者　ぷちぱんびこと　池戸　清美
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８５６号
名古屋市瑞穂区井戸田町４丁目48番地
破産者　浅井　紀子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５１９号
愛知県春日井市勝川町１丁目34番地
破産者　さっぽろ亭勝川店こと　深見　房子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５９５号
愛知県春日井市東野町４丁目９番地９　セジュール東野Ａ棟202号
破産者　座波真智子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７３３号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目148番地
破産者　増山　　光
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５号
京都府久世郡久御山町佐古清水40番地14
破産者　田畑　勝教
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２１号
京都府城陽市平川室木38番地の38
破産者　水野　健一
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７３０号
大阪府泉佐野市中町１丁目５番35号
破産者　清水工務店こと　清水　惠二
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９０８号
大阪府泉佐野市日根野7194番地ふぁみーゆ泉佐野201
破産者　廣井　賢一
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０９３号
大阪府泉佐野市佐野台20番地の199
破産者　藤井　　明
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５７０号
神戸市兵庫区荒田町１丁目３番11号楠住宅103号、住民票上の住所神戸市東灘区深江本町３丁目５番２―701号
破産者　山本　兼久
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８８号
兵庫県姫路市野里堀留町４番11号102号室
破産者　岸本せつ子
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部